

内部質保証に関する方針

昭和女子大学（以下、本学）は、建学の精神をはじめ諸規程・方針に定められた目的の達成に向けて、教育研究活動の質の維持・向上を図るため、内部質保証に関する方針を以下のとおり定める。

1. 目的

本学における内部質保証の推進は、教育研究水準の向上を図り、建学の精神、大学・大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況及び管理運営等について自ら点検及び評価を行うことにより、本学の教育の質を保証し改善していくことを目的とする。

2. 組織体制

本学の内部質保証を推進するため、以下の組織を設置する。

（1）内部質保証推進委員会

本学の内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする内部質保証推進委員会を置く。

（2）自己点検・評価委員会

内部質保証推進委員会が自己点検・評価報告書の検証を行うにあたり、自己点検・評価の実施に係る業務を担う組織として、自己点検・評価委員会を置く。

（3）外部評価委員会

本学の自己点検・評価の妥当性及び客観性を担保するため、内部質保証推進委員会のもとに、外部の有識者を構成員とする外部評価委員会を置く。

3. 手続き

本学では、教育研究活動の質の維持・向上を継続的に図るため、毎年度、自己点検・評価（外部参画含む）を実施する。

（1）点検・評価の実施

各部署は、内部質保証推進委員会が定める実施方針に基づき、自己点検・評価を行う。各部署の長は、その結果を検証・承認の上、自己点検・評価委員会に報告する。

（2）自己点検・評価報告書の作成

自己点検・評価委員会は、各部署から提出された自己点検・評価結果を点検・評価した上で、自己点検・評価報告書として取りまとめ、内部質保証推進委員会に上申する。

（3）自己点検・評価報告書の検証

内部質保証推進委員会は、内部質保証に関する方針に基づき、自己点検・評価報告書の内容について検証・協議を行う。自己点検・評価報告書は、学長の承認をもって確定する。

(4) 外部評価の活用

外部評価委員会は、自己点検・評価報告書等の内容に基づき、本学の教育研究活動の妥当性及び客観性を検証し、その結果を内部質保証推進委員会に提言する。

(5) 改善・向上

内部質保証推進委員会は、自己点検・評価活動により明らかとなった改善課題等について、改善・向上に向けた指示及び支援を行う。

各部署はこれを受け、当該事項の改善・向上に取り組み、その結果を次年度以降の自己点検・評価において報告する。

4. 公表

自己点検・評価報告書は、本学のホームページ等を通じて広く公表する。